

奈良県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一六九号
- 三 道路の区域

区間	備考
吉野郡十津川村大字竹筒一三五番先から（県境） 吉野郡十津川村大字竹筒六五九番一先まで（県境）	竹筒トンネル L〓九六七・八m（内奈良県側三八二・〇m） 大洞橋 L〓三八・八m 竹筒第一橋 L〓七三・〇m 竹筒第二橋 L〓五一・五m 葛山トンネル L〓六九九・〇m（内奈良県側五五三・〇m）

四 供用開始年月日

平成二十七年九月十三日